

発議第4号

監査請求に関する決議について

上記の議案を、香芝市議会会議規則（平成4年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出し、次のとおり議決を求める。

令和 7年 9月22日提出

提出者

香芝市議会議員

川 田 裕

賛成者

香芝市議会議員

上田井 良 二

中 井 政 友

福 岡 憲 宏

野 口 昌 史

吉 田 弘 明

監査請求に関する決議（案）

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり市長及び関係職員による違法又は不当な公金の支出等について監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

1. 請求の対象となる行為

本市の令和6年度決算審査において、補正予算で議決された目的と異なる用途により支出が行われたこと。具体的には、入札差金による不用額を、新たな補正予算を提出せず、議会の議決を経ないまま、当初の補正予算において説明された目的とは異なる費用に充当したこと。

2. 違法又は不当と考える理由

令和6年度の決算審査により違法又は不当と疑いがもたれる箇所は、令和6年度香芝市一般会計特別会計決算に関する説明書の香芝市一般会計（歳出の部）、款2（総務費）、項1（総務管理費）、目4（財産管理費）、節17（備品購入費）における備考欄（施設用備品）である。同節17における施設用備品の予算の経緯は、令和6年度当初予算で400万円が予算計上され、令和6年9月定例会において、補正予算として3,020万円が計上された。その補正予算における理事者説明では、備品購入品は、事務机（W1600）5台、事務机（W1400）30台、事務机（W1100）175台、ワゴン245台、事務イス250脚、会議テーブル（W1800）1台、会議テーブル（W1200）5台（以下「事務机等」という。）であり、入札に付すとの説明であった。予算可決後に予定通り入札に付された結果、落札額16,387,800円であり、補正予算の目的である事務机等は予定より安価で購入するに至った。また、補正予算額3,020万円に対し、執行額が16,387,800円であることから、入札の差金（補正予算の不用額であり、不用額は「残ったから自由に使えるお金」ではなく、あくまで「その事業に使わなかったため、支出権が消滅するお金」である。）は13,812,200円と決定した。原則として不用額は、補正予算で減額調整されるか決算において不用額として計上される。しかし、当該決算説明書において、不用額として計上されなければならない額が、大幅に不足していることが発覚する。決算審査において質した

ところ、上記不用額から、ブルーラウンジ及びグリーンラウンジの備品を330万円、書棚（ロッカー）550万円、ふるさと納税返礼品棚を12万円、庁舎南側出入口前キッチンカー横のテーブルを24万円、計916万円を不用額から流用し購入した旨を説明する。この説明額を差し引いてもなお不用額の総額とは一致せず、その他の不明な支出が存在することが分かる。

これら流用により購入した備品は、補正予算の目的とは異なるものであり、予算に計上されていない支出を行うことは許されない。たとえ同一節内であっても補正予算に示された目的以外に使用することは「予算の目的外使用」に該当し、予算民主主義の原則に反する違法な支出である。

さらに、令和6年12月議会には、上記の落札結果に基づき 議第66号として物品購入仮契約書が参考資料として議会に配布されている。その内容は、令和6年9月議会の補正予算提案時の説明内容と同一である。不用額を目的外の支出に充てる意向があるのであれば、補正予算案として議会に提出することが原則である。令和6年12月議会では議第66号が付議されていたことから、補正予算を提出する暇がないとは言えない。また、過去の判例においては、議会が否決した事案に対して流用により支出を行った場合、違法であるとの判決が数多くみられる。しかし、今回の香芝市が行った不用額の流用は、補正予算の提出すらされておらず、予算に計上されていない新規事業に充てる支出権は有していない。香芝市が主張する地方自治法第149条第2号の規定では、支出権のない支出ができる権能はない。さらに地方自治法第216条及び地方自治法施行令第150条第1項第3号の規定に照らしても、支出権のない金員を支出できるものと解することなどできず、支出権を得るためには、地方自治法第218条に基づき補正予算を提出し、議会の議決を得ることが不可欠である。

地方公共団体における財務会計は予算主義であり、不用額を財産の取得や整備のために自由に支出できる決算主義と異なることは明らかである。

また、庁舎4階のラウンジの場所は、香芝市議会の香芝市庁舎等乳幼児等施設利用環境調査特別委員会（令和4年10月11日から令和5年2月7日。以下「特別委員会」という。）で多岐にわたり調査及び審査され、令和4年11月17日から11月18日には特別委員会の県外視察研修まで行い、令和5年2月7日の特別委員会では、授乳室及びキッズスペースの設計計画案が諮られ、全会一致で承認した議会の政策目的をもつ場所である。その政策目的を議会の承認なしに無断で変更することは違法又は不当である。

3. 関係法令等

- ・地方財政法

(予算の執行等)

第4条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 略

・地方自治法

第96条第1項第2号、第149条第2号、第216条、第218条、

・地方自治法施行令

第150条第1項第3号